

建築基準法第85条第6項及び第87条の3第6項の許可に係る審査基準

平塚市まちづくり政策部建築指導課

1 目的

この基準は、建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等及び法第87条の3第6項に規定する興行場等の建築物の許可に関し、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める一般的な基準を定める。

2 用語

この基準における用語の定義は、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の例による。

3 適用の範囲

本基準が適用される対象建築物は、(い)欄に掲げる用途とし、(ろ)欄に掲げる期間等とする。また、その位置は(は)欄に掲げる用途地域等に限るものとする。(2)、(3)、(5)については対象となる本建築物が法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けているものを対象とする。

	(い)	(ろ)	(は)
(1)	仮設興行場、博覧会建築物等	興行等に必要と認める期間 (1年以内)	第一種低層住居専用地域 及び第二種低層住居専用地域以外
(2)	仮設店舗等	建替工事等に必要期間 (2年以内)	—
(3)	仮設展示用住宅 (モデルルーム)	建築物の販売完了までの期間 (1年以内)	第一種低層住居専用地域 及び第二種低層住居専用地域以外
(4)	仮設展示場住宅 (ハウジングセンター)	1年以内	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 工業専用地域及び市街化調整区域以外
(5)	仮設現場事務所	工事の施工上必要な期間 (2年以内)	—
(6)	仮設郵便局(集配所)	年末年始	—
(7)	確定申告所	年末から年度末	—
(8)	仮設選挙用事務所	公示日3か月前から投票日 以後1か月以内	—
(9)	ビヤガーデン	夏季	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域及び 工業専用地域
(10)	その他これらに類するもの	1年以内	—

4 法第85条第6項に規定する仮設興行場等に係る技術基準

建築物の構造は、次に定めるものとする。

- (1) 階数は3以下であること。
- (2) 屋根は令第109条の9に規定する性能を有すること。
- (3) 法第27条各項のいずれかに該当する建築物は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

ア 法第27条第1項第2号(別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途の建築物を除く。)及び第3項各号に掲げる建築物は、外壁及び軒裏を防火構造とすること。

イ アに掲げる建築物以外の建築物は、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3に規定する構造とすること。

- (4) 防火地域内においては、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部を防火設備とすること。
- (5) 準防火地域内においては、延焼のおそれのある部分の開口部を防火設備とすること。また、延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物は延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部を防火設備とすること。
- (6) 火を使用する設備若しくは器具を設けた室(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
- (7) 建築物の主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5メートル以上である避難上有効な通路を設けること。
- (8) くみ取便所を設ける場合にあっては、令第29条に規定する構造とすること。
- (9) 必要に応じ、来客、従業員及び作業員の駐車場を確保すること。
- (10) 3(3)の建築物内に設けられるモデルルーム(展示物)及び(4)の建築物については、上下水道及びガスが接続されていないこと。
- (11) 3(3)の建築物については、モデルルーム(展示物)内部において避難に使用する通路に非常用の照明装置等を有していること。
- (12) 3(3)の建築物については、本工場の現場からおおむね1キロメートル以内に建築されること。
- (13) 3(5)の建築物については、工事現場からおおむね1キロメートル以内に建築されること。
- (14) 3(9)を建築物の屋上に設け、本建築物が令第121条第1項各号のいずれかに該当する場合、避難上有効な二方向避難を確保すること。また、令第126条第2項の規定により、避難用屋上広場が義務づけられるものは、その規模をおおむね屋上広場部分の2分の1以下程度とすること。
- (15) 法第20条第1項第2号及び3号に掲げる建築物については、令第3章第8節の規定によること。

4の2 法第87条の3第6項に規定する興行場等に係る技術基準

用途を変更して使用する建築物又は建築物の部分の構造は、次に定めるものとする。

- (1) 用途を変更して使用する建築物は、確認済証及び完了検査済証の交付を受けたものであり、その後も適法な状態が維持されていること。
- (2) 原則として、用途の変更により建物重量が従前よりも大きくなる等、構造耐力上危険性が增大しないこと。
- (3) 4(2)から(14)までの基準に適合すること。

5 許可の申請

許可の申請は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)第44号様式の正本及び副本(2部)に、それぞれ次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項各号に要求される規則第1条の3第1項で定められた図書(法第18条第2項の規定による計画通知に係る仮設建築物についてはこのうちの表一(は)項、表二、表三の図書を除く)。
- (2) 次の各号に掲げる書面

- ア 委任状
- イ 理由書
- ウ 誓約書
- エ 工程表（3（2）、（3）、（5）の建築物のみ。本建築物との関連が分かるもの。）
- オ 本建築物の確認済証の写し（3（2）、（3）、（5）の建築物のみ。）
- カ 用途変更前の建築物の確認済証及び検査済証の写し（法第87条の3第6項の規定による許可の場合のみ）

（3） その他市長が必要と認める図面又は書面

6 履行義務

許可を受けた建築物には、許可通知書またはそれに代わるものを表示しなければならない。

7 その他

この基準によるもののほか、用途、規模又は期間等の特殊性により安全上、防火上及び衛生上支障がないと市長が認める場合には、別途協議をすることができる。

附 則

この基準は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年（2025年）3月1日から施行する。